警察および自治体の定める街頭防犯カメラの 運用要綱に関する一考察

大阪市立大学 都市情報学専攻 中野潔

- 全体構成
 - 分析対象と本稿の考察 範囲
 - 分析項目の分類
 - 都道府県警察の定める 街頭防犯カメラに関する 規則の状況
 - 県警の定める防犯カメラ の規則の比較

- 全体構成(続き)
 - 都道府県の要綱などにはあるが、都道府県警察の要綱などにはない項目
 - 画像記録装置のバリエーションの増加
 - 結論と今後の課題

分析対象と本稿の考察範囲

- 調查対象
 - 47都道府県警察本部
- 分析対象
 - 情報公開条例などによる請求によらず、通常の 照会や県警ウェブサイト 探索により入手可能な 運用要綱

- ・ 分析対象(続き)
 - このうち、5つを選んで 比較表にした

分析項目の分類

- 以下は、都道府県の条例の項目を分類したもの。 属性グループ(続き) 印は、県警の定める街頭防犯カメラの規則で定 めていることが多い項目
 - 類似を含む 例:カメラに関する状況について、県警 では市民には公開せず、公安委員会などに報告する。
- 属性グループ
 - (1)文書としての性格と内容
 - 種別 ・策定主体
 - 目的、原則·理念
 - 体系(下位規則·関連帳票)
 - (2)行為者組織内の関係と統制(画 像データに関するものを除()
 - 運用基準など ·設置に際しての考え方
 - 管理責任者の設置
 - 守秘義務
 - 管理委託者への規則等の周知
 - 違反者へのペナルティー
 - 画像の取り扱い - 操作担当者の指定

(c) Kiyoshi NAKANO, Osaka-cu, 2006

- (3)被見守り者との関係
 - 責任者名の表示
 - カメラ設置の明示
 - 苦情への対応
 - 画像の取り扱い - 本人か らの要望
- (4)第三者との関係
 - カメラに関する状況の公表
 - 画像の取り扱い - 第三者 への提供
- (5)画像データ自体の取り扱い
 - 目的外使用
 - 目的外使用等の条件
 - 保存期間
 - 保管方法、持ち出し可否
 - 画像データの消去
 - 画像データの加工

都道府県警察の定める 街頭防犯カメラに関する規則の状況

街頭防犯カメラに関する公 安委員会規則あるいは運 用要綱の存在	県警数	その他の状況 (右列の県警数は、左列の 県警数の内数である)	県警数
運用要綱などがある	9	(情報公開条例によらない)何らかの形で公 開中あるいは開示可	4
		公開しない	5
運用要綱などがない	国用要綱などがない38 街頭防犯カメラの運用要綱等なパー防犯灯の運用要綱不明*1		21
		街頭防犯カメラの運用要綱も、スーパー防 犯灯の運用要綱もなし	10
		街頭防犯カメラの運用要綱等なし。スーパー防犯灯の運用要綱あり	7

県警の定める防犯カメラの規則の比較 [I]

	 群馬県警		奈良県警	京都府警(スー	広島県警
	41.75			パー防犯灯)	
名称等	公安委員会規則、街頭 防犯カメラシステム運 用要綱*1	防犯ビデオカメラシス テムの運用に関する (公安委員会)規程、運 用要綱*1	奈良県警察街頭防 犯カメラシステム運 用要綱	街頭緊急通報シ ステムの運用に ついて	街頭防犯ビデオカメラシステムの運用に関する(公安委員会)規程
当該規則 の目的等	街頭防犯カメラシステムの運用に関し、必要な事項を定める	公共空間に設置する 防犯ビデオカメラシス テムの運用に関し、必 要な事項を定める	奈良県警察街頭防 犯カメラシステムの 運用に関し必要な事 項を定める		広島県警察が設置する街 頭防犯カメラシステムの運 用に関し、必要な事項を定 める
カメラ設 置の目的、 考え方	犯罪の予防及び犯罪 被害の未然防止を図る ため、犯罪の発生する 蓋然性のきわめて高い 繁華街等の状況を撮影 する。プライバシーを不 当に侵害しないよう配 意した場所を選定する	本部長は、カメラシス テムを運用するに当 たっては、個人のプラ イバシーその他国民の 権利を不当に侵害する ことのないよう慎重を 期す(設置場所の選定 も)	犯罪の多発、急増する地域において、犯罪が発生する蓋然性の高い街路、公園等の公共空間に設置する(真に効果的な場所を選定。プライバシーに配慮。設置は原則1年間)	犯罪の予防、事件・事故発生時の 被害者の救護、 被疑者の検挙に 資する	犯罪の予防及び犯罪被害 の未然防止を図るため、犯 罪の発生するがい然性が 極めて高い繁華街等の公 共空間に設置する。 プライ バシーなどを不当に侵害 することのないよう慎重を 期す
責任者等 の指定	総括責任者:管轄の警察署長、運用責任者: 同生活安全課長	モニター運用責任者: 警察署長、システム・ データ管理責任者:本 部生活安全企画課長	総括責任者:本部生 活安全部長、運用管 理者:本部生活安全 企画課長	総括責任者:生活 安全企画課長、 運用管理責任者: 通信指令課長	本部長は、運用について責任者を指定する
その他の 主な業務 名	モニター従事者、点検 担当者	石川県警	制御責任者:本部通 信指令課長、署運用 責任者:署長	総括責任補助者、 運用管理責任補 助者	広島県警

2006

県警の定める防犯カメラの規則の比較 [II]

	群馬県警	石川県警	奈良県警	京都府警(スー パー防犯灯)	広島県警
名称等	公安委員会規則、街頭 防犯カメラシステム運 用要綱*1	防犯ビデオカメラシス テムの運用に関する (公安委員会)規程、運 用要綱*1	奈良県警察街頭防 犯カメラシステム運 用要綱	街頭緊急通報シ ステムの運用に ついて	街頭防犯ビデオカメラシス テムの運用に関する(公安 委員会)規程
カメラ設置の明示	設置区域内の見やす い場所に、設置の旨を 明示	本部長は、(カメラの設置明示について)必要な措置をとる	設置地域に通ずる 道路の見やすい場 所に、標示板を必要 枚数設置する		
得た情報 の守秘	職務上知りえた秘密と して取り扱う	職務上知りえた秘密と して取り扱う			
カメラに 関する状 況の公表	総括責任者は、運用状 況について、四半期ご とに本部長に報告する	運用状況を半年ごとに 公表する。データの活 用状況を四半期ごとに 公安委員会に報告す る			本部長はカメラの運用状況について定期的に公表する。データを活用した場合は、県公安委員会に報告する
カメラの 制御、防 犯灯の点 検			(カメラの制御につい て詳細に規定)	(防犯灯の点検に ついて詳細に規 定)	

県警の定める防犯カメラの規則の比較 [III]

	群馬県警	石川県警		奈良県警		都府警(スーパー防 灯)	広島県警	
画像データの保存期間	運用責任者又は所属長は、 データの活用が必要と認 める場合は、申請書により 総括責任者の承認を得る	犯罪の捜査等のため、必要最小限の 範囲で活用できる。 その場合、管理責任者の承認を得る		捜査のために映像データの検索又は交付を受けようとする署運用責任者は、所定の様式により運用管理者に要請する	括 た	求所属の長が、総 責任者の承認を得 後、所定の様式で申 書を提出	犯罪の捜査その 他警察の職務執 行のため、必要 と認められる限 度において活用 可	
画像データ の保管方法、 持ち出し可 否	2週間。ただし、総括責任 者が延長について認める 場合は例外	の承託		本部装置:30日間、署装 置:1日				
画像データの消去	総括責任者は、データの活用又はデータ保存期間の延長について承認した場合は、運用責任者に対して、当該データの出力を指示する。運用責任者は、データ保存簿に記載し、施錠設備のある保管庫でデータを保存する		運用管理者が要請書に基づき、本部装置から複製して交付。検索は運用管理者が使用する場所で指定する者が立ち会って実行。映像の公開においては情報公開条例の手続きに従う		複製は所定の様式で 静止画を提供する。 通信指令課で、運用 任者が指定する者が 会って実行。複製デ 施錠設備のある金属 カー等に厳重に保管	視聴は 管理責 が立ち ータは、 属ロッ		
名称等	総括責任者は、活用が終了し、又は保存期間の延長が終了したデータは、速やかに消去し、その日時をデータ保存簿等に記録する	延長保存または活 用を終了したる データは、管理責 任者が速やかに消 去する		自動的に新たなデータを 上書きする方法により消 去。交付されたデータは、 不要となったとき運用管 理者に返却	データの必要がなく なった場合、速やかに 返納する。保管期間は 原則、最長3ヵ月間と する			

都道府県の要綱などにはあるが 都道府県警察の要綱などにはない項目 [I]

- [B]行為者組織内部の関係と統制
 - [B-5]管理委託者への規則等 の周知
 - [B-6]違反者へのペナルティー
- [C]被見守り者との関係
 - [C-1]責任者名の表示
 - [C-3]苦情への対応
 - [C-4]画像の取り扱い - 本人 からの要望
- [D]第三者との関係
 - [D-2]画像の取り扱い - 第三 者への提供

- [E]画像データ自体の取り扱い
 - [E-1]画像の取り扱い - 目的外使 用
 - [E-2]画像の取り扱い - 目的外使 用等の条件
 - [E-6]画像の取り扱い - 画像データ の加工

都道府県の要綱などにはあるが 都道府県警察の要綱などにはない項目 [II]

- 警察という組織の態様や社 会の一般常識からいって、な くても何とかなる項目
 - [B-6]違反者へのペナルティー = 警察内部の懲戒の 仕組みが重要
 - [C-1]責任者名の表示
- 真摯な対応を義務付けるか 否かが論議になりうる項目
 - [C-3]苦情への対応
 - [C-4]画像の取り扱い -本人からの要望

- 政治勢力の介入を防ぐために配慮が必要 な項目
 - [D-2]画像の取り扱い - 第三者への提供
 - [E-1]画像の取り扱い - 目的外使用
 - [E-2]画像の取り扱い - 目的外使用等の 条件
- プライバシー侵害を防ぐための加工はよいが、公共の福祉に関連する事実の隠蔽は 許さない - といった配慮が必要な項目
 - [E-6]画像の取り扱い - 画像データの加工
- 必要性が生じないと思われる項目
 - [B-5]管理委託者への規則等の周知

画像記録装置のバリエーションの増加

- 「街頭防犯カメラ」以外の名称の画像記録装置の増加
 - 警察、道路管理者によるもの
 - スーパー防犯灯
 - 交差点を撮影するカメラ
 - 有料道路ゲートのカメラ
 - 公的主体(一部民間)によるもの
 - 街角見守りロボット(自動販売機 にカメラをつけたもの)
 - ・ 定期乗り合いバスなどにつけた カメラ (国交省実験)

- カメラの多目的利用の増加
 - 鉄道構内、商店街などのカメラを、交通制御、通路改良などのデータとしても用いる
 - 防犯カメラを防災、減災など にも用いる

結論と今後の課題

- 県警の設置した街頭防犯カメラに関して県警の定めた運用要綱などのうち、公開しており、かつ、内容の入手しやすかったものを比較、検討した。
- 3つの問題点がある。
 - カメラの状況の公表について、定めていないものが多い。
 - 目的外使用の容認に ついて、差異がある。
 - 画像の保管、持ち出し、複写について定めていないものがある。

・ 今後の課題

- 県警の要綱などが、市町村や 都道府県の定める要綱と矛盾 した場合にどうするか
- ただし、市町村が強制力のある条例を定めている例は、まだ数例である。市町村以外の主体が設置したカメラについて、厳しく規制している例はあまりない。
- 警察が、「街頭」ではない場所から、特定の個所を写しているようなカメラがあったとき、その運用を市民がどう見守るのか。